

補助対象の考え方

①米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定がある **（輸出は原則対象。輸入の対象事例は下表参照。）**

取引区分	事例	補助対象	考え方
輸 出	自社製品を米国へ輸出 申請者 → 米国企業	○	申請者が直接影響を受ける
	取引先（自社製品納入先）が米国（第3国経由を含む）へ輸出 申請者 → 取引先 → （第3国企業） → 米国企業	○	製品を米国に輸出するときに 関税措置の影響を受ける
輸 入	米国内のみで原料調達～生産された製品を輸入 米国企業（原料～生産） → 申請者 Ex 1. 米国産の牛肉を加工した肉製品を米国企業から輸入 Ex 2. 米国産の穀物種子を原材料として輸入	×	米国からの輸入は関税措置の 影響を受けないため対象外
	第3国から調達された原料を使用して米国内で生産された製品を輸入 第3国企業（原料） → 米国企業（生産） → （取引先） → 申請者 Ex 1. チリ産の銅を原材料とし、米国内で製造された電子機械を輸入 Ex 2. ブラジル産コーヒー豆を原料とし、米国内で加工されたコーヒー製品を輸入	○	第3国企業が原料を米国に輸 出するときに関税措置の影響 を受ける

②米国関税措置の影響を受けている、又は今後受ける見込みがある

区分		事例	補助対象	考え方
現に影響を受けている	1 企業間の取引	- 取引先企業からの受注減やキャンセル、出荷待ち要請 - 取引先企業の生産調整、取引先企業からの減産要請 - 取引先の米国企業が価格転嫁を認めないことによる負担増 - 輸入価格上昇による原材料や輸入品コストの上昇	○	現に影響を受けていることが確認できるものについて、補助対象とする
	2 サプライチェーン	サプライチェーンの混乱による部品等の調達難	○	
	3 労働条件	- 収益不透明による賃上げや採用計画の見直し - 受注・販売量の減少に伴う雇用調整	○	
今後影響を受ける見込み	4 事業計画全般	現在は影響を受けていないが今後、米国関税の影響を受けることが見込まれ、収益悪化（上記1～3に関する事業計画）	△	影響を受ける見込みに関する根拠資料（○月から△を×に輸出計画あり等）により判断する
	5 社会経済情勢	- 全世界的な景気後退に伴う売上高・利益率の減少 - 円高に振れ、現在の旺盛なインバウンド需要が消滅 - 関税措置の影響で消費者の可処分所得減少により収益悪化 - 日本が対抗関税措置をとり、収益悪化	×	事業計画書記載の内容から判断する